

## 懲戒処分について

- 被処分者 熊本市教育委員会事務局学校教育部教職員課 主事  
大江 正剛（男性・26歳）
- 処分内容 免職
- 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び第3号（一般非行）
- 処分発令日 令和6年（2024年）6月28日
- 事実の概要
  - 被処分者は、熊本市立中学校の教諭であった当時、熊本県内居住の女子生徒（以下「本件生徒」という。）が18歳未満の中学生であることを知りながら、令和5年（2023年）1月20日及び同月27日に、駐車中の車内で本件生徒に性行為をした。
  - 被処分者は、令和5年（2023年）1月21日以降、複数回にわたり、本件生徒に裸の画像を電子機器を使用して撮影させた上、自身に送信させた。
  - 被処分者は、令和5年（2023年）2月9日以降、複数回にわたり、本件生徒に対し、自身のわいせつな行為を撮影した動画を電子機器により送信し、閲覧させた。
  - 被処分者は、令和5年（2023年）9月12日に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反」及び「熊本県少年保護育成条例違反」で逮捕されている。
- 関係者の処分 なし

### 【参考】懲戒処分の指針【抜粋】

#### 3 児童生徒に対するわいせつ行為等

- (1) 児童生徒に対して、法律又は条例等に違反するわいせつな行為をした職員は、免職とする。

※ わいせつな行為が規定されている法律及び条例等とは

刑法（明治40年法律第45号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）、熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）、熊本県迷惑行為等防止条例（昭和39年熊本県条例第58号）等をいい、刑事事件になることを要しない。

問合せ先  
熊本市教育委員会事務局教職員課  
TEL：328-2720  
課長：上村 清敬